[学術論文]

オーストラリアにおける日本人移民史

一初期移民 柏木 坦の事例をもとに一

Over fifty years in Australia : Personal history of Taira Kashiwagi

鈴木明美

Akemi SUZUKI

Studies in Humanities and Cultures

No. 9

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 9号 2008年6月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY NAGOYA JAPAN JUNE 2008

[学術論文]

オーストラリアにおける日本人移民史

一初期移民 柏木 坦の事例をもとに一

Over fifty years in Australia : Personal history of Taira Kashiwagi

鈴 木 明 美 Akemi Suzuki

要旨 本稿は、明治期に渡豪した初期移民、柏木 坦の半世紀にわたる足跡を考察し、オーストラリアにおける日本人移民史の一端を明らかにすることを目的とする。オーストラリアにおける日本人移民は、北部のトレス海峡に位置する木曜島で真珠貝採取業に従事した自由・契約労働移民とクィーンズランド州のサトウキビ農園で契約労働に従事した人々に大別できる。

移民のなかには、オーストラリアに定住し、実業家となったり、契約労働期間終了後に別の事業に従事した人々がいる。これらの人々は、連邦結成後、白豪主義が導入されたオーストラリアで、外国人登録をして生活していたが、第二次世界大戦開戦と同時に、「日本人」であることを理由に、「敵性外国人」として強制収容された経験を持つ。

終戦後、ほとんどの「日本人」が本国送還されたが、本稿で取り上げる柏木 坦は、オーストラリア人の妻とオーストラリア生まれの娘がいたことなどを理由に、残留を許可された少数の「日本人」のうちの一人である。

和歌山県出身の柏木は、木曜島で日本人コミュニティーのリーダー的存在として活躍後、ブリスベンで実業家として成功した。オーストラリア連邦公文書館には、敵性外国人として強制収容された「日本人」の個人ファイルが保管されており、一部を除いて公開されている。

本稿は、公文書館のファイルをもとに、オーストラリアにおける日本人移民史を個人の記録から読み解こうとするものである。

キーワード: オーストラリア、日系移民、日本人、白豪主義、強制収容

1. はじめに

オーストラリアにおける日本人移民の歴史は、明治初期に渡豪した人々を先駆者とする。日本 人移民は、北部のトレス海峡に位置する木曜島および西オーストラリア州のブルームで真珠貝採 取業に従事した自由移民・契約移民とクィーンズランド州のサトウキビ農園での契約労働移民に 大別できる¹。

移民の中には定住し、契約労働終了後、都市部へ移動し、洗濯業などの事業者となった人々もいる。彼らは、「日本人」として外国人登録して、白豪主義の時代を生きたが、第二次世界大戦の開戦により、「敵性外国人」とみなされ、強制収容された。強制収容されたのは、オーストラリア国内の在留日本人が1141人、オーストラリア国外に在留していた日本人が3160人である²。

イタリア系、ドイツ系オーストラリア人も連行、強制収容されたが、その割合は、日本人・日系人の97%に対して、イタリア系31%、ドイツ系32%と低い³。戦後は、イタリア系・ドイツ系オーストラリア住民はともに、オーストラリアでの抑留を許可されている。

一方、強制収容された日本人・日系人のほとんどは本国送還され、残留が認められたのはわずか141人である。抑留者は、自身がオーストラリア生まれ、またはオーストラリア生まれの妻・子どもを持っており、内48人が日本生まれであった⁴。在豪日本人および日系人の強制収容は、地域ごとに小規模でまとまっていた日本人コミュニティーを根底から解体した。

本稿では、1895年(明治28年)に木曜島に渡航し、日本人移民のリーダー的存在であった柏木坦(たいら)の足跡について考察する⁵。柏木は、和歌山県出身の知識人で、木曜島で事業展開する傍ら、宣教師、通訳として活躍し、日本人会結成に奔走した。ブリスベンに移住後は、実業家として成功し、同志会の役員を務めた。第二次世界大戦開戦と同時に強制収容され、日本の敗戦後に、残留を認められた141人のうちの一人である。柏木は、一度も日本に帰国することなく、オーストラリアでその生涯を閉じた。本稿の目的は、一移民の半世紀にわたる足跡から、戦前・戦後のオーストラリアにおける日本人移民史の一端を明らかにすることにある。オーストラリアでの足跡については、公文書館に保管されている個人ファイルから情報を得た。

2. 木曜島における柏木坦の活動

オーストラリア北部のトレス海峡に位置する木曜島では、明治維新後から数多くの日本人が真珠貝採取業に従事した⁶。1878年(明治11年)頃、島根県出身の野波小次郎が木曜島に渡り、ダイバーとしてその名を馳せた。その後、和歌山市出身の中山奇流も活躍し、卓越した技術に目をとめた真珠貝採取船の白人経営者たちは、競って日本人ダイバーをもとめた⁷。

1883年(明治16年)には、英国人ジョン・ミラーが英国総領事を通して日本政府と交渉、最初の契約労働者として37名の日本人が木曜島に渡航した。また、上記の中山も出身地和歌山から後継者を呼び寄せ、木曜島での真珠貝採取漁は、和歌山県出身者がほとんど独占するようになった。

真珠貝(白蝶貝)は、天然真珠採取ばかりでなく、貝殻も、高級ボタンの材料としてヨーロッパ に輸出された。アラフラ海域では、高瀬貝やナマコ漁も行われていた。

全国的にも屈指の移民県である和歌山県では、南端部沿岸の串本、潮岬、大島村などを中心に、オーストラリア採貝移民が多く見られた⁸。真珠貝採取に従事した人々の渡航は、1897年(明治30年)までは、ほとんど移民会社によらない自由移民であった。1893年(明治26年)に、クィーンズランド州において排日運動が起こり、1897年(明治30年)、日本政府は、自由・契約移民の木曜島への渡航を差し止めた。

当時、木曜島での在留日本人は900名余となり、そのうち和歌山県人が80%を占めた。彼らのなかには、採貝船の船上で送風ポンプや命綱を操るテンダーに従事する者や事業経営を行う者もいた。移民の中には大金を手に帰国した者もいたが、悪天候や潜水病などで命を落とした者も多数おり、木曜島には島内の4ヶ所に日本人墓地がある。

1901年(明治34年)にオーストラリア連邦が成立すると、白豪主義が導入され、移民制限法が制定、非白人系住民の自由と権利は大幅に縮小されることとなった。シソンズの調査によると、1911年の国勢調査では総計3281人の在豪日本人の55%の1824人が西オーストラリアと木曜島での真珠貝採取に従事していた。この数は、真珠貝価格の下落などにより、1938年までには711人までに減少した¹⁰。

柏木坦 (1868-1954) は、日高郡塩屋村 (現御坊市) 出身で、和歌山師範学校卒業後、潮岬村 (現串本町) にある出雲小学校校長を務めた。1894年 (明治27年) に校長職を辞した柏木が木曜島に到着したのは、1895年 (明治28年) 3月5日のことである。当時、潮岬村では渡豪熱が高まっており、壮年男性の多くが村を離れ、海を渡った。

柏木の渡豪理由は、明らかではないが、教職者の渡航例としては、石原鋼蔵がいる。石原は、 1887年 (明治20年) 2月から串本小学校で始まった夜間の渡豪希望者のための英会話指導、高等 科における英語科教育に携わっていたが、自身も1892年 (明治25年) 頃、渡豪した。翌年、石原 から串本町町長に届いた手紙には、木曜島における採貝移民の窮状が綴られている¹¹。

当時、トレス海峡に日本領事館は設置されておらず、雇主の初期採貝移民に対する非人道的な 処遇を憂慮したアレクサンダー・マークスが日本総領事として、移民に聞き取り調査を行い、外 務省に報告している¹²。報告書によると、移民の苦境は英語が通じないことに加え、出稼ぎ先の 実情や仕事の内容を把握していないこと、雇主との契約の不備が主な要因であった。

外務省の委嘱を受けた渡辺勘十郎による『濠州探検報告書』(明治27年5月)では、木曜島の総人口は3,750人で白人475人、マレー人約300人、中国人80人、日本人456人、マニラ人約300人、南洋諸島人500人、戸数400戸となっている¹³。

柏木は、木曜島で採貝業に従事する日本人向けの商店、下宿屋(ボーディングハウス)、造船 所を経営する傍ら、日本人倶楽部会長を務め、宣教師としても活躍した。通訳としても、日本領 事館のない木曜島で日本人移民と雇主、政府機関との折衝を一手に引き受けた。

柏木がキリスト教徒となったのは、トレス海峡諸島での布教活動に従事していた英国国教会所属のFlorence Griffiths Buchanan(1861—1913)との出会いによるところが大きい。Buchananの伝記には、*Among the Japanese*というタイトルの章があり、柏木の人物描写や日本人移民向けのバイブルクラス(後に学校となった)の様子について知ることができる 14 。

木曜島では、モンスーンの時期は、天候上の理由から採貝漁を行うことはできない。漁に出られない間、移民たちは飲酒や賭け事に溺れ、売春宿の女性をめぐる争いが頻発し、時には殺人事件に発展することもあった。シソンズの調査によると、連邦成立以前にオーストラリアに入国した日本人女性のほとんどは娼婦である¹⁵。

女性たちの多くは、長崎県や熊本県の出身でシンガポールや香港から日本人契約労働者が多くいる地域へ売られた「からゆきさん」と呼ばれる人たちである。その総数は、1890年後半から1900年代にかけて200名から300名に及んだ。娼婦の存在は、在島の日本人居住者の間でも問題視されており、1892年(明治25年)には、売春反対運動が活発化し、日本人居住者による売春宿反対の陳情書が外務大臣および国会に送られた。木曜島には、日本人女性が経営する売春宿も存在した。

Buchananは、1895年から数年間、木曜島に滞在し、柏木に接触することにより、外部に閉ざされていた日本人社会と交流する機会を持った。彼女の伝記には、柏木について、キリスト教の教えを受けており、充分な英語力がある。日本人倶楽部会長の任にある信頼できる人物で、日本人コミュニティー全体の相談役をしている。自制的で、温厚、忍耐強く、尊敬できる人物であるとの描写が見られる。

柏木はBuchananとともに、日本人移民向けにバイブルクラスを開いた。やがて、資金を集め、教会内に学校を建て、キリストの教えを説くようになる。この学校に集う日本人の多くは、ハウスボーイや商店主で、採貝業に従事する人々ではなかった。これは、明治30年代前半の木曜島では、採貝船の乗組員たちが船上で生活していたことによるものと思われる。この後、ボーディング・ハウスが建てられるようになり、乗組員たちは、出身地ごとに陸上宿舎で生活するようになる。

ダイバーたちが漁に出ている間、Buchananは日本人女性向けのバイブルクラスを開き、多くの女性が熱心に通ってきた。売春宿で働く女性のなかには、教会内の学校に通う日本人男性と結婚することで、逆境から抜け出した例もあった。

日本人倶楽部が、1912年(大正元年)に木曜島日本人会と改名した際、柏木と共に会の設立に 尽力した尾田八百蔵が記した『木曜島移民の変遷』は、柏木の採貝業に対する見識について言及 している。

オーストラリアにおける日本人移民史

柏木先生は英人は英国民として個有な特権と巨額の資本とによって、この事業 を経営して居るがその收得が比較的本邦人に及ばないのを見て、邦人移民の最 も好適地であり好事業であることに思い当られた¹⁶。

この一文が示すように、1911年(明治45年)頃に、柏木は木曜島の県人有志とともに南洋貿易会社を計画、海鼠漁業、採貝業が島の有力財源であるものの、漁民各自が自己の利益のみに走ることを防ぐため、「漁業組合」を設置し、資金の保護と共同利益を得ようとの趣意があった。また、自ら、ニューギニアその他の島を探検し、日本人移民のための新天地を見出そうとしたが、好適地が見つからなかったことから、経営していた商店と造船所を福島音四郎と尾田八百蔵に譲り、東岸のブリスベンに移住することとした。福島は、柏木について次のように回想している。

先生は同胞移民のための功労者で、教会内に学校を建てゝ英語を教えたり、島庁と連絡してよく移民の面倒を見て下さつ(ママ)た。木曜島にある四、五の会社採貝作業を移民者の好まないアロー島方面に廻船しようとすれば先生は中に入つ(ママ)て「木曜島だけの契約だからー」といつ(ママ)て止められた。明治三十~三五年頃渡航し来つ(ママ)たものは先生の御世話にならない人はまずなかろう」。

柏木は、天長節に各戸や採貝船、日本人会の旗竿に日英国旗を掲げる際に、機関長から日本の 国旗を下位にすべきだとの抗議を受けても、応諾しなかった。日本人会は、相互の連絡、親睦を はかり、日本人の権利および利益を擁護することを目的としており、柏木も同様の信念を持って いたのであろう。

木曜島日本人会は、手紙の代筆、送金手続の代行、労働契約締結、郵便配送、入港船に自由に 出入りできる乗船証明書の発行、在留邦人の妻の呼び寄せ許可取得を業務内容とした。特に、妻 の呼び寄せについては、女性の渡航が外交官夫人以外は認められていなかったことを考えると、 大きな功績だといえる。アメリカ・カナダの日本人移民と結婚するために渡航した写真花嫁や、 家族を同伴しての渡航は、オーストラリアでは見られない。日本人会は、日本人医師の招聘も行 い、下部組織として、出身郷土別の青年会が結成された。前述の尾田八百蔵は、宇久井青年会会 長を設立し、会長職にあった。

3. 白豪主義導入後の日本人移民

1901年(明治34年)、オーストラリア連邦成立の年に最初の重要な連邦法である「移民制限法」が連邦議会を通過した。この法律は、入国審査官が必要と認める場合、審査官が指定するヨ

ーロッパ言語による50語の文章の書き取り、及び署名を課すというもので、有色人種の排斥がその目的であった。1903年(明治36年)には、アジア人は帰化および年金の申請ができないという「帰化法」が制定された。このように、連邦成立以降、非白人系住民の自由と権利は大きく制限されることとなった。

日本は、1902年(明治35年)に日英同盟を締結しており、ロンドンとシドニーの在外公館を通じて、オーストラリア政府に対して白豪主義の導入に抗議を行った。オーストラリア国内でも、日本人労働者への需要、羊毛貿易などの販路確保の観点から、日本人は特例扱いとして受け入れたいとの政治的判断があったのであろう。有色人種の入国は事実上、禁止されたが、木曜島真珠貝採取従事者には特例が設けられている。

1904年(明治37年)には、日豪パスポート協定により、日本国パスポートを持つ日本人商人・学生・観光客がオーストラリアに入国する際には、言語テストが免除され、再入国も許された。これらの例外に属する人々は、資金力、技術力に加え、人柄も重視された。木曜島真珠貝採取従事者は、技術者としての特例により、1901年以降も入国が許可されたのである。

柏木坦による、オーストラリア政府の日本人採貝業者排斥論を要約すると、次のようになる。 ①クィーンズランド政府は、1908年(明治41年)に委員を各方面に派遣して日本人の採貝事業を 調査したが、その報告は何れも一致して、白豪主義採択の結論に至ったようである。②日本人潜 水夫は、白人が恐れて入水しない深水にも潜水するため、白人採貝事業者にとって、日本人潜水 夫の需要がある。③日本人は、好適地を選び、白人を移植して、採貝、漁業、農耕を兼営し、漸 次、日本人が従事することとする。

柏木は、オーストラリア側が、連邦政府と各州政府の協議により、有色人種を排斥し、白人登 用を計ろうとしているが、有色人種の使用を一切禁止することの可否を明らかにしていないこと に触れている。その上で、日本政府に対して、打開策を講じて欲しいと切望している¹⁸。

白豪主義導入のなか、柏木は先に述べた貿易会社設立計画やニューギニア探検を実施したものと思われる。しかし、事業運営の好適地が見つからなかったことから、1909年10月に木曜島を離れ、新天地ブリスベンへと向かった。木曜島での日々は、14年7ヶ月に及んでいた。1914年(大正3年)には、第一次世界大戦が始まり、オーストラリア北部の真珠貝採取業は休止状態となったことから、多数の日本人が引揚げを余儀なくされた。

ブリスベンに移住した柏木は、日本品を扱う雑貨店を開業し、1914年6月13日にニューサウスウェールズ州出身の白人女性、Marguerite Kilnerと結婚した。オーストラリア公文書館には、1915年2月1日に柏木がオーストラリア政府に提出した帰化申請に関する書簡が保管されている¹⁹。書簡は、本人の手書き原稿2枚から成り、オーストラリア入国以降の履歴および、帰化申請の可否についての照会を内容としている。

書簡によると、柏木は帰化申請の理由として、妻からの要請を挙げている。彼女は、日本人と

の婚姻により、英国臣民の資格を失い、1904年の連邦総選挙の際に、選挙人登録をすることができなかった。妻は、この事実に驚嘆し、以来、夫の帰化申請を懇願しているという。当時の国籍法では、外国人と結婚したオーストラリア人女性は「外国人」であるとされていた。

柏木は、英国国教会関係者2名による人物照会書および1901年にGilbert White司祭より授けられた「優秀な日本人信徒」の証も併せて提出している。しかし、柏木の帰化申請が認められることはなかった。オーストラリアに経済的な利益をもたらすと考えられる一時滞在者の入国は認めるものの、白豪主義を堅持する立場から、アジア人の永住は許可しないという政府の姿勢がその背後にあったものと思われる。

1916年に発行された外国人登録書には、柏木坦は「日本人」、妻Margueriteは、「英国人」、「結婚により日本人」と併記されている²⁰。柏木は、1927年までにブリスベン同志会の要職を務め、1941年には会長職にあった。和歌山県紀南地方出身の元ダイバーたちに聞き取り調査を行った小川 平は、濠州帰りの物知り博士といわれている坂井初松(1868—1971)から、柏木坦についての話を聞いている²¹。

ブリスベンで洗濯業に従事していた坂井は、柏木と親子のように親しくしていたという。雑貨商を営む柏木は、人の面倒をよく見ていた。二人は、1941年の太平洋戦争開始とともに、敵性外国人として逮捕、拘束され、収容所での日々を共に過ごすこととなった。へイ収容所において、柏木は、坂井の所持品返還を求める書簡を代筆している²²。

4. 第二次世界大戦の開戦による日本人強制収容

1941年(昭和16年)12月8日の英米による宣戦布告を受けて、翌9日に、オーストラリアも日本に宣戦布告した。開戦は在豪の日本人・日系人の生活を一変させる。真珠湾攻撃の24時間以内に在豪日本人、1141人が、「日本人である」ことを理由に逮捕、抑留された。オーストラリア国外に在住していた日本人3160人も強制収容の対象となり、オーストラリア国内に設けられた収容所に送られた。

オーストラリアは地理的にはアジアに属する白人支配社会であり、日露戦争以来、長年にわたり、日本に対して脅威の念(黄禍)を抱いてきた。日本によるオーストラリア侵略の危惧は、真珠湾攻撃によって現実のものとなり、「日本人」および「日本人と見なされた者」は、敵性外国人として拘束、一斉収容されたのである。

日米開戦4ヶ月前の1941年(昭和16年)8月には、在豪日本人の多くが引き揚げ船で日本に帰国した。これに先立つ7月25日には、米国での日本資産凍結、翌26日には英連邦領土で日本資産が凍結されている。

当時、73歳だった柏木も、1941年12月8日にブリスベンで逮捕、拘束され、12月15日に、クィーンズランド州内陸部に設けられたゲイソーン収容所に送られた。オーストラリア政府は、軍の

諜報部および公安局に命じて、日本人の活動を何年間も監視していた。オーストラリア公文書館に保管されている柏木 坦のファイルには、200ページを優に越える文書もあり、開戦の何年も前から、日本人の行動や交友関係が監視の対象となっていたことがわかる²³。

1939年6月19日に軍当局者から、メルボルンの陸軍本部に提出された報告書では、日本人同志会が速記用口述録音機付の短波無線を設置し、日本のニュースを受信していること。録音は昼間および静かな時間に行われ、日本人は娯楽目的でニュースを聞いているなどの記述がある。また、クィーズランド大学で日本文化史を講義していた清田龍之介から国際情勢に関する情報を得ていると言及している²⁴。清田は、ブリスベン日本人会の会長を務めていた。日本人会は、日系企業駐在員などの短期滞在者、同志会は定住による長期滞在者を会員としており、日本人会、同志会には、それぞれ30名ほどの会員がいた。

1941年に公安局により発行されたとみられる書類では、柏木は、自営の絹商人で、日本人コミュニティーに属し、ブリスベン同志会役員を務めている。知識人でオーストラリアに対して忠実な態度をとっていると明記されている。

第二次大戦時に、オーストラリア国内では、クィーンズランド州に、ゲイソーン収容所、ニューサウスウェールズ州に、ヘイ収容所とカウラ収容所、ビクトリア州にタツラ収容所、南オーストラリア州にラブデー収容所が設置された。

日本人民間人は、単身の男性がラブデー収容所、家族と単身女性がタツラ収容所、採貝業従事者がヘイ収容所に送られた。ヘイ収容所には、南太平洋、フィジー、東インド諸島、ニューカレドニアなどに居住していた男性も集められた。カウラ収容所には、日本、ドイツ、イタリアの各将兵の捕虜が収容された。カウラ収容所では、1944年(昭和19年)8月に1104人の日本人捕虜が集団脱走を決行、自殺者を含む231人が死亡、オーストラリア兵4人も犠牲となる事件が起きた。

ドイツ系、イタリア系の民間人も拘束されたが、「日本人」の収容は、女性や高齢者、未成年者も対象となった。「日本人」とは、「日本人であること」、「日本人の血が少しでも入っている者」、「日本名を名乗る者」と定義され、国家の安全を脅かす存在と考えられた²⁵。日本人と結婚している非日系人女性、日本の統治下にあった台湾、朝鮮出身者も「日本人」であると見なされた。

柏木の妻、Marguerite Kashiwagiは、「日本名を名乗る者」として、娘のMignonette Fuji Kashiwagiは、「日本人の血が少しでも入っている者」および「日本名を名乗る者」として、1942年4月28日に強制収容された。収容者名簿には、柏木一家の国籍が、柏木は「日本人」、妻は「オーストラリア人」、娘は「オーストラリア生まれ」として区分されている。Mignonetteは、クィーンズランド大学で理学療法を専攻する20歳の学生だった。

1920~36年の英連邦国籍法第18条は、「英国臣民の妻は英国臣民と、外国人の妻は外国人とみなす」と定義しており、日本人と結婚している英国系女性も強制収容の対象者となった。柏木の

妻は、本人の申請により、1937年7月9日に英国臣民として登録され、英国籍の復活が正式に認められている。

収容所の生活では、野菜づくりや家畜の世話、薪割りなどの収容所外労働が認められていた。 娯楽も芝居の上演やスポーツなどが行われ、抑留者たちは、リーダーを選出し、自主的規律のも とで生活した。児童向けには、日本語教育も行われた。内陸部に設けられた収容所は、気候条件 が厳しく、高齢者のなかには、病死する者も多くいた。

柏木の妻と娘は、自らが強制収容されるまでの間、ブリスベンの自宅から収容所宛に夫、父の 健康状態を心配する手紙を何通も送っている。柏木は、1942年9月9日に、ヘイ収容所に移送さ れ、持病の心臓病悪化のため、9月18日に収容所内の病院に入院、妻も9月25日に病院に移動し ていることから、柏木に付き添ったものと思われる。

強制収容された日系人の多くは、自身を忠実なオーストラリア人とみなしていた。オーストラリア国内で拘束された場合には、抑留に対して裁判を申し立てる権利が与えられた。柏木の裁判は、1942年5月18日に、当時、抑留されていたへイ収容所の外国人法廷で行われている。柏木は、裁判官から、日本への関心が失せているかどうかを尋ねられ、母国への関心はあると答えたものの、3ヶ月後の1942年8月に、本国送還の機会が与えられても、オーストラリア残留を選択した。残留を希望する理由は、1943年10月20日に提出された釈放申請書に述べられている²⁶。柏木の在豪年数は、49年間に及び、日本への帰国は一度もしていない。本国送還を受諾しなかったのは、

在豪年数は、49年間に及び、日本への帰国は一度もしていない。本国送還を受諾しなかったのは 妻や娘と一緒に過ごしたいこと、オーストラリアが故郷であるとの考えによる。柏木は、病気と 高齢を理由に、残り少ない余生を自宅で静かに過ごしたいとの意向と、学業半ばで強制収容され た娘の大学卒業を願っている。妻は、オーストラリア国内に何軒かの家を所有しており、釈放後 は、いずれかの家で生活できる見通しである。

柏木は、32年間にわたり、ビジネスマンとしてブリスベンで活躍しており、信望も厚く、人柄 を証明してくれる人々の名を列記している。柏木は、早期釈放を切望しており、釈放後は公共の 場に姿を現すこともしないと明言している。

柏木 坦の釈放は、75歳という高齢と病身であることを考慮して、妻と娘とともに行われるとの決定がなされた。妻は、1943年11月20日に、柏木は娘と共に12月21日に釈放されている。妻の釈放が最初に行われたのは、釈放後の再定住の準備期間を考慮してのことである。

釈放され、ブリスベンの自宅に戻った柏木一家には厳しい現実が、待ち受けていた。軍部は、 釈放の条件として制限令(Restriction Order)を発令、所持品は入念にチェック、リストアップされ、娯楽のためのラジオ所有にも申請が必要だった。一家の行動は、当局の監視下に置かれ、詳細な動向が軍部に報告された。

アジア・太平洋戦争中、日本軍は1942年2月のダーウィン空撃、5月の軍潜航艇によるシドニー攻撃を始め、西オーストラリア州各地で空撃を繰り広げた。2万2000人のオーストラリア兵が

日本軍の捕虜となり、約8000人が処刑、栄養失調、病気を理由に命を奪われた。帰還兵連盟、民間人は共に、敵性外国人釈放に反対の意を表明しており、柏木の再定住に反感をもつ近隣住民もいたようである。ブリスベンに戻ってからの柏木は、外出することもなく、自宅の庭で、妻が用意した鶏やアヒルの世話をして過ごした。柏木への監視を継続して行った担当官は、1946年11月21日に、連邦捜査当局に対して、当該人物に問題行動はないと報告、12月20日に制限令の解除が行われている²⁷。

柏木の娘であるMignonette Kashiwagiは、1945年8月17日に制限令を解かれ、オーストラリア 臣民として、パースの病院に理学療法士の職を得た。彼女は、1948年6月には、学業を目的とし て、英国に渡航するためのパスポート申請を行い、許可されている。

柏木一家にとっての終戦は、制限令の解除とともに訪れたのではないだろうか。柏木 坦の最 晩年の日々の様子を記す記録は管見の限りではない。オーストラリアの地で半世紀以上の日々を 過ごした柏木は、1954年7月2日にシドニーでその生涯を閉じたという。遺骨は、半世紀を過ご したオーストラリアの大地に今も眠る。日本側の資料では、釈放後の消息は不明とされている。

5. おわりに

明治期に渡豪した和歌山県人は、志半ばで海底に消えた者、大金を手に帰国した者、終戦までをオーストラリアで生き延びた者、戦後も留まり再定住を果たした者など、それぞれの運命をたどった。その多くが生前、自らの体験を語ることもなく、一生を終えている。

民間人のオーストラリア強制収容体験は、日豪の歴史のなかに埋もれてしまったかのように見える。しかし、オーストラリア公文書館に保管されている個人記録は、公的な側面を持ちながらも、ある時代、ある社会に、確かに生きた人々の息吹を放っていることも事実である。

オーストラリアでは、戦後の大量移民政策導入により、白豪主義が終焉し、1973年に、アル・グラスビー移民大臣により、多文化主義が提唱された。日豪の経済関係の急速な発展は、オーストラリアとアジア・太平洋地域との経済・政治関係の強化にもつながった。戦後初の採貝船団は、1953年(昭和28年)に、串本港を出発している。

現在、多文化主義社会を標榜しているオーストラリア社会史の一断面に、連邦結成以前から日本人・日系人も時を刻んでいたことを記しておきたい。

¹ 本稿では、木曜島における日本人移民について考察する。木曜島における日本人移民の多くは、和歌山県 出身であった。紀南地方では、木曜島のことをタースデーという。

² オーストラリア国外からの抑留者は、南太平洋、フィジー、東インド諸島、ニューカレドニア、蘭領インドネシアにいた人々である。

³ 村上雄一「アンビバレントな関係 近代の日本とオーストラリア」『オーストラリアの歴史』、有斐閣、 2004、p. 178

オーストラリアにおける日本人移民史

- 4 永田由利子「「和解のないままに-日系オーストラリア人強制収容が意味したこと-」『オーストラリア研究』、15号、2003、p.95
- 5 柏木 坦の経歴およびオーストラリアでの活動については、日豪両国に残されている資料を参照した。
- 6 真珠貝採取業は、ダイバー、テンダー(つな持ち)、クルー(水夫)に分類できる。
- 7 木曜島での採貝業に従事していたのは、ヨーロッパ人、中国人、フィリピン人、マレー人、トレス海峡諸島島民など多岐にわたる。この中で、日本人はその高い潜水技術力を認められた。
- 8 和歌山県沿岸部の村では、アメリカ移民、カナダ移民も多く見られる。
- 9 日本人墓地は、作られた年代により区分され、地区出身者によって建立されたものも多い。
- ¹⁰ デイビッドC. S. シソンズ「1871年~1946年のオーストラリアの日本人」『移住研究』10号、国際協力事業団、1974
- 11 小川 平『アラフラ海の真珠』、あゆみ出版、1976、p. 50-51
- 12 アレクサンダー・マークスは、1859年から72年まで日本に滞在した経験のある貿易商で、帰国後は無給の 名誉日本領事として、木曜島の日本人保護などに1902年まで従事した。
- 13 前掲 (11)、p. 52
- Emlyn Jones Florence Buchanan-The Little Deaconess of the South Sea- New york: The Macmillan Co.,1921 London: The Central Board of Mission, 1921
- 15 前掲 (10)
- 16 和歌山県、『和歌山県移民史』、1957、p. 591
- 17 前掲、p. 597
- 18 前掲 (16)、p. 597-598
- 19 キャンベラ公文書館所蔵 A1
- 20 ブリスベン公文書館所蔵 BP4/3
- 21 前掲 (11)、p. 117-119
- 22 前掲 (17)
- ²³ ブリスベン公文書館所蔵 BP242/1
- ²⁴ 清田龍之介は、1938年に渡豪、開戦時に逮捕、抑留されたが、1942年に抑留者交換により、日本に帰国した。
- 25 前掲 (4)、p. 93
- ²⁶ メルボルン公文書館所蔵 MP1103/2
- 27 前掲 (23)

参考文献

Emlyn Jones. Florence Buchanan The Little Deaconess of the South Seas New York: The Macmillan Co., 1921, London: The Central Board of Missions, 1921

Kay Saunders. Buchanan, Florence Griffith (1861-1913), Australian Dictionary of Biography-Online Edition

D.C.S.Sissons.'Kashiwagi, Taira (1868-1954), Australian Dictionary of Biography-Online Edition

オーストラリア連邦公文書館所蔵資料

小川 平『アラフラ海の真珠』、あゆみ出版、1976

遠藤雅子『オーストラリア物語』、平凡社新書、2000

押本直正「タースデー物語-オーストラリアで活躍した日本人-」『移住研究』、11号、1975

今野敏彦・藤崎康夫『移民史Ⅱ アジア・オセアニア編』、新泉社、1996

デイビッドC. S. シソンズ「1871~1946年のオーストラリアの日本人」『移住研究』、10号、1974

嶋津 拓『オーストラリアの日本語教育と日本の対オーストラリア日本語普及』、ひつじ書房、2004

名古屋市立大学大学院人間文化研究科 人間文化研究 第9号 2008年6月

ノリーン・ジョーンズ、北条正司/白旗佐紀枝/菅 紀子訳『第二の故郷』、創風社、2003

竹田いさみ『物語 オーストラリアの歴史』、中公新書、2000

鶴見良行『ナマコの眼』、筑摩書房、1990

永田由利子『オーストラリア日本人強制収容の記録』、高文研、2002

永田由利子「「和解」のないままに-日系オーストラリア人強制収容が意味したこと-」『オーストラリア研究』、第15号、2003

久原脩司「アラフラ海における採貝出稼初期移民の研究」『トレス海峡の人々、その地理学的・民俗学的研究』、古今書院、1983

藤川隆男『オーストラリア歴史の旅』、朝日選書、1992

藤川隆男編『オーストラリアの歴史』、有斐閣、2004

『和歌山県移民史』、和歌山県、1957

『和歌山県史5』、和歌山県、1976

『和歌山県史 人物』、和歌山県、1989

(研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本 誌に掲載可とする判定を受理する、2008年4月22日付)。